

施工箇所が点在する工事の積算方法について

1. 対象工事

原則として、雲仙市が発注する工事（営繕を除く）のうち、施工箇所が複数あり、その点在箇所が直径1 km 程度の範囲（工区）を越える工事を対象※とする。

ただし、港湾工事（工種区分の浚渫工事、構造物工事を適用する工事）で実施する場合は、港湾を跨ぎ、かつ、施工箇所が複数ある維持補修工事等を対象※とする。

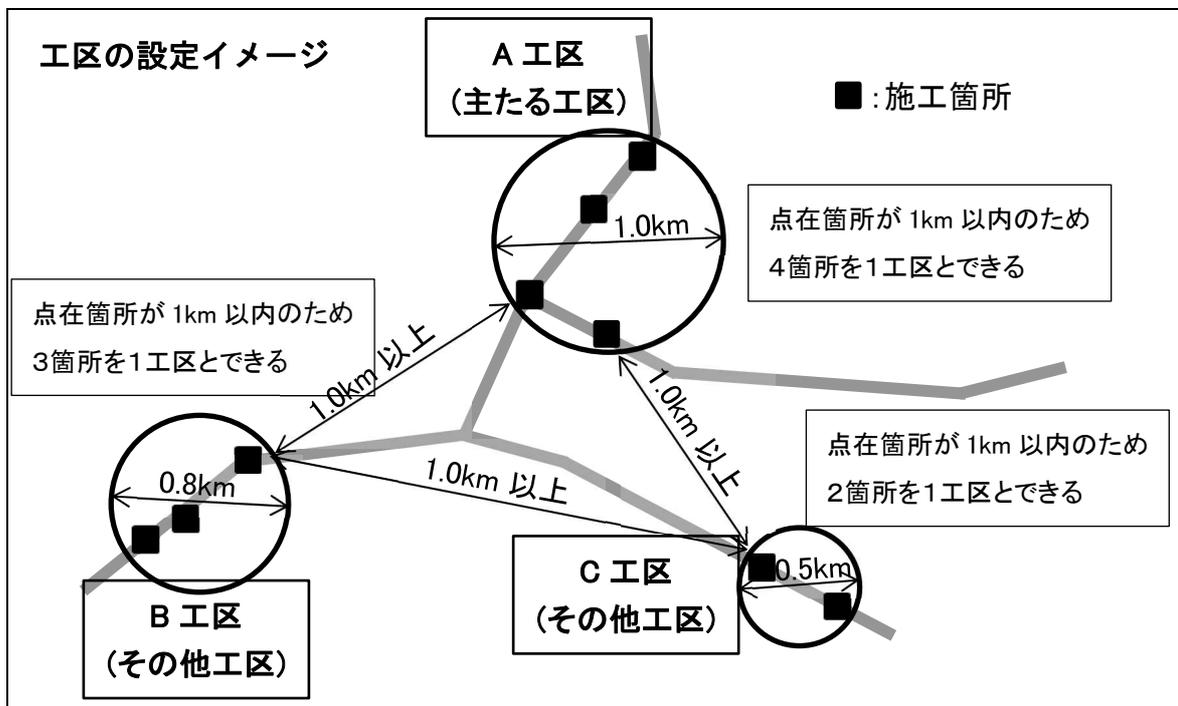
※工事の施工形態等を考慮し、同一施工箇所として取り扱った場合であっても、積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがないと発注者が判断するものは、対象外とすることができる。

2. 工区の設定方法

施工箇所が点在する工事については、施工条件を踏まえ、点在範囲が直径1 km 程度以内となるよう、適切に細分化しながら工区を設定する。

工区を設定する施工箇所は、公共土木施設を築造、維持、管理、補修する箇所とし、工事で使用する資材の製作場所は含めない。（製作工場、ブロック製作ヤード等）

また、港湾工事（工種区分の浚渫工事、構造物工事を適用する工事）については、各港湾を工区とする。



3. 積算の方法

施工箇所が点在する工事の積算方法は、「長崎県土木工事標準積算基準書」、「長崎県港湾・漁港請負工事積算基準」ほか、長崎県土木部並びに農林部の規定に準じて算出する。

4. 発注手続に係る記載例

施工箇所が点在する工事として発注する場合は、以下の記載例を参考に入札公告等へ記載するものとする。

①入札公告の記載例

《記載例》

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、工区ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。

②特記仕様書の記載例

《記載例》

第〇条 「施工箇所が点在する工事の積算」の対象工事

(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『〇〇工区(〇〇)、△△工区(〇〇)、□□工区(〇〇) (以下、対象工区という)』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算(試行)」の対象工事である。

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、対象工区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象工区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(施工地域による補正等)については、対象工区毎に設定する。

(3) 本工事における一般管理費等は、工区ごとではなく、通常の方法により算出する。

〔注〕『〇〇工区(〇〇)、△△工区(〇〇)、□□工区(〇〇)』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区名及び測点等を記載する。